

宿泊税導入における本県の現状と課題、宿泊税とする考え方及び税制度について

1 本県観光の目指す姿と現状・課題

(1) 本県観光の目指す姿

ア 本県観光の目標（「ひろしまビジョン」(2021~2030)）

【目指す姿】 観光が県経済の成長を支える産業の一つとなる



【目 標】 2030年の観光消費額 8,000億円の達成を目指す（2016年から倍増）

イ 広島観光立県推進基本計画（2023~2027）

「ひろしま観光立県推進基本条例」に定める観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、ひろしまビジョンの観光における分野別計画として位置付け

【目標値】

指 標	実績値 (H26)	実績値 (R5)	目標値 (R7)	目標値 (R12)
観光消費額	3,616億円	4,726億円	6,300億円	8,000億円
総観光客数 (うち外国人観光客数)	6,181万人 (105万人)	6,037万人 (268万人)	8,400万人 (725万人)	1億人
観光消費額単価	5,840円/人	7,829円/人	7,500円/人	8,000円/人
宿泊客数 (うち外国人宿泊客数)	857万人泊 (44万人泊)	1,157万人泊 (144万人泊)	1,500万人泊 (320万人泊)	-
観光客の満足度	-	75.2%	90.0%	90.0%

「宿泊者数」及び「うち外国人宿泊客数」：観光庁「宿泊旅行統計調査」

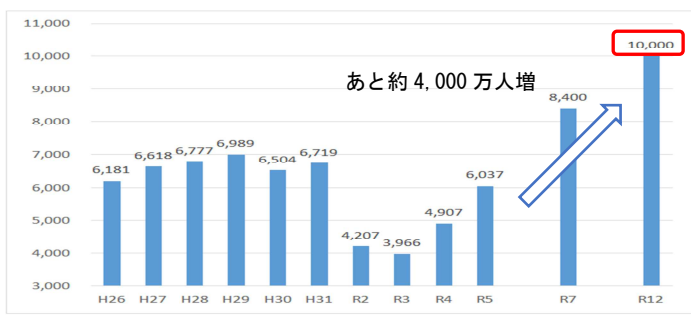
(2) 本県観光の現状と課題

ア データによる分析と課題

(ア) 主要指標による分析

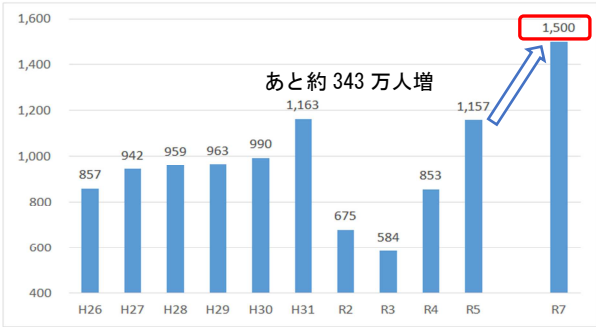
- 令和5年の総観光客数（図1）、延べ宿泊者数（図2）、及び外国人延べ宿泊者数（図3）とも、コロナ前の水準にほぼ戻っているものの、目標値と大きく乖離している状況である。
- 観光消費額、観光消費額単価（図4）とも令和5年に過去最高となったものの、観光消費額の目標（R12：8,000億円）の6割程度にとどまっている。

【図1 総観光客数の推移】 (単位：万人)



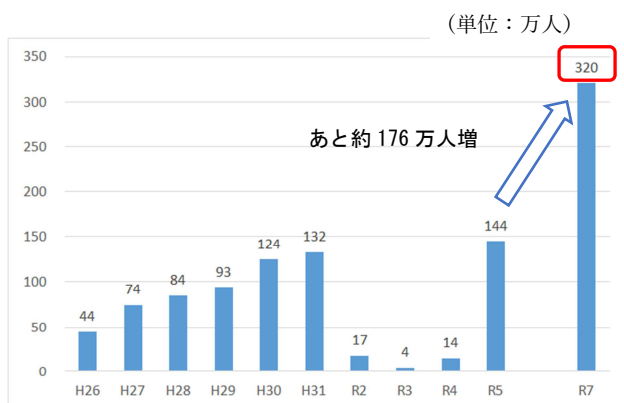
(出典：広島県観光客数の動向)

【図2 延べ宿泊者数の推移】 (単位：万人)



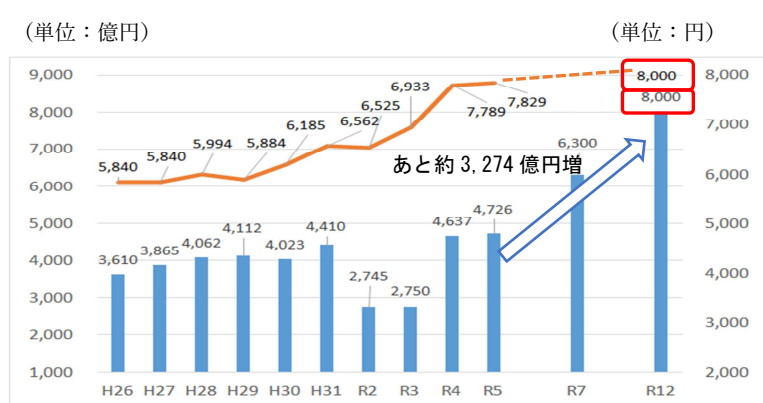
(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

【図3 外国人延べ宿泊者数の推移】



(出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」)

【図4 観光消費額・観光消費額単価の推移】



(出典: 広島県観光客数の動向)

(イ) その他観光関係指標による分析

① 観光連盟 (HIT) の人流データによる分析・課題

(a) 「平均訪問箇所数」の傾向

- 平均訪問箇所数は、日帰り客より宿泊客の方が多い。
- 宿泊客数の増加につなげるためには、訪問箇所数の増加が必要である。
- コロナ前(R元年)に比べ訪問箇所数は減少傾向 (廿日市の日帰りは増加) となっている。

			2019 (R元)	2023 (R5)	2024 (R6) (1-6月)
広島市中区	日帰り	述べ訪問箇所数	15,910,233	9,920,698	5,062,092
		延人数	9,748,720	6,332,997	3,218,158
		平均訪問箇所数	1.63	1.57	1.57
	宿泊 延べ訪問 (宿泊日+帰着日) /宿泊延人数 (宿泊日)	述べ訪問箇所数	18,133,000	12,776,265	6,218,110
		宿泊延人数	4,824,243	3,656,087	1,797,917
		平均訪問箇所数	3.76	3.49	3.46
福山市	日帰り	述べ訪問箇所数	10,325,912	6,348,656	3,054,977
		延人数	6,684,289	4,412,209	2,147,536
		平均訪問箇所数	1.54	1.44	1.42
	宿泊 延べ訪問 (宿泊日+帰着日) /宿泊延人数 (宿泊日)	述べ訪問箇所数	6,641,012	4,936,972	2,276,823
		宿泊延人数	2,553,526	2,013,576	938,130
		平均訪問箇所数	2.60	2.45	2.43
三次市	日帰り	述べ訪問箇所数	1,967,650	1,337,964	542,015
		延人数	1,456,793	1,055,867	430,651
		平均訪問箇所数	1.35	1.27	1.26
	宿泊 延べ訪問 (宿泊日+帰着日) /宿泊延人数 (宿泊日)	述べ訪問箇所数	368,767	323,074	139,776
		宿泊延人数	173,518	152,201	69,106
		平均訪問箇所数	2.13	2.12	2.02
廿日市市	日帰り	述べ訪問箇所数	3,461,539	2,476,720	1,153,527
		延人数	1,972,255	1,371,963	633,623
		平均訪問箇所数	1.76	1.81	1.82
	宿泊 延べ訪問 (宿泊日+帰着日) /宿泊延人数 (宿泊日)	述べ訪問箇所数	3,026,974	2,255,154	969,475
		宿泊延人数	894,717	751,784	325,978
		平均訪問箇所数	3.38	3.00	2.97

(b) 「宿泊エリア別 主な訪問箇所」による周遊状況（R5年）

- 広島市中区、廿日市市の結果からは、広島（原爆ドーム/平和記念公園）、廿日市（「宮島表参道）、呉（大和ミュージアム）の3エリア間を周遊する観光客が一定程度いることがうかがえる。

一方、それ以外のエリアへの訪問者割合は低く、周遊エリアが狭いことがうかがえる。

- 福山市は総じて観光地を訪問する割合が低く、ビジネス客が多いことが想定される。
- 三次市は、道の駅など車での移動が想定される観光地が多い。

広島市中区

	訪問者数	延べ宿泊者数に占める割合
宮島表参道商店街	179,628	4.9%
大和ミュージアム	144,151	3.9%
宮島水族館	42,123	1.2%
呉棧橋ターミナル/呉湾艦船めぐり	33,629	0.9%
尾道本通り商店街	31,135	0.9%
【参考】原爆ドーム/平和記念公園	215,788	5.9%
【参考】流川・薬研堀地区	2,097,372	57.4%

福山市

	訪問者数	延べ宿泊者数に占める割合
尾道本通り商店街	45,385	2.3%
道の駅みはら神明の里	15,460	0.8%
流川・薬研堀地区	12,521	0.6%
道の駅 さんわ182ステーション	10,567	0.5%
大和ミュージアム	10,436	0.5%
【参考】原爆ドーム/平和記念公園	3,362	0.2%
【参考】JR福山駅構内	649,090	32.2%

廿日市市

	訪問者数	延べ宿泊者数に占める割合
原爆ドーム/平和記念公園	86,251	11.5%
大和ミュージアム	37,593	5.0%
流川・薬研堀地区	29,455	3.9%
THE OUTLETS HIROSHIMA	23,091	3.1%
LECT	20,491	2.7%
【参考】宮島表参道商店街	136,617	18.2%
【参考】宮島SA	69,801	9.3%

三次市

	訪問者数	延べ宿泊者数に占める割合
道の駅 たかの	6,067	4.0%
道の駅 三矢の里あきたかた	3,431	2.3%
道の駅 世羅	3,412	2.2%
国営備北丘陵公園	3,184	2.1%
道の駅 北の関宿安芸高田	2,805	1.8%
【参考】原爆ドーム/平和記念公園	800	0.5%
【参考】君田温泉森の泉	15,787	10.4%

- ※ 同一市町内及び宿泊施設・空港・駅を除く。
- ※ 延べ宿泊者数に占める割合＝訪問者数／延べ宿泊者数
延べ宿泊者数は、同じ人が2泊していたら2カウントされる。

② 外国人観光客消費動向から分かる課題

- 訪問者数は全国と比べても伸びている。
- 一方、消費単価については、金額としては伸びているが、全国順位は、下がっており、相対的には伸びていない。

【インバウンド消費動向調査（観光庁）】

区分	2019年		2023年		増減	
	単価・人数 (万円/人・人)	全国 順位	単価・人数 (万円/人・人)	全国 順位	単価・人数 (万円/人・人)	全国 順位
消費単価（全体）	3.0	25位	3.6	28位	+0.6	▲3
（飲食）	0.8	14位	0.9	16位	+0.1	▲2
（宿泊）	1.1	17位	1.5	21位	+0.4	▲4
訪問者数	69.4	17位	75.7	13位	+6.3	+4

イ 具体的な取組（令和2年度以降）の成果・課題

（ア）ブランド価値向上につながる魅力づくり

観光客の多様なニーズに対して広島ならではの魅力を生かした多様な品揃えで応え、広島を訪れる観光客に期待値を超える満足を提供する。

【成果】

- ・プロダクトの造成・開発のためのプラットフォーム（HYPP：Hiroshima Yearning Product Platform）を設立し、観光以外の異業種を含む幅広い事業者による連携を強化
- ・プロダクト開発・ブラッシュアップの造成支援等を行った結果、県内全域に1,123件のプロダクトを創出 など

【課題】

- ・多くのプロダクトを創出したものの、質の担保や流通販売に十分注力できていなかった。
- ・また、更なる滞在時間の延長や宿泊の増加につながるような、大規模な投資を必要とする多くの観光客が常時楽しめるようなプロダクトの開発には着手できていない。
- ・更なるプロダクトの創出、ブラッシュアップのため、HYPPの事業者支援メニュー・サポート体制の更なる充実が不可欠である。

（イ）誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備

国内外の観光の利便性や観光関連事業者の生産性向上などにより、すべての人がストレスなく快適に滞在できるための受入環境を整備する。

【成果】

- ・県有施設、市町所有施設のトイレの洋式化等（洋式化率：H30 67%⇒R5 82%）
- ・観光DX推進事業によるキャッシュレス決済、WEB予約の普及促進（令和4年補正：217件）
- ・広島サミットの開催やその後のインバウンド回復等を見据えた多言語表示やトイレの洋式化などの受入環境の整備支援（令和4年補正事業：92件）など

【課題】

- ・DX導入支援については、国の臨時交付金による支援を行い一定の成果が出たが、外国人を含む観光客の増加が見込まれることを踏まえると、まだ不十分であり、大規模な支援の継続が必要である。
- ・観光客の更なる増加に対応していくための取組（多言語対応の促進、手ぶら観光の促進、ベジタリアン・ハラール対応など）のより一層の強化が必要となる。
- ・県内全域でのプロダクト開発を促進したものの、アクセスが充実していないことなどにより、十分な集客につなげられていない。

(ウ) 広島ファンの増加

広島に愛着を持つファンが持続的に積み上がる仕組みを構築し、ファンを通じて他者認知や周知及び再来訪を促進させる。

【成果】

- ・広島に愛着を持つファンが、持続的に積み上がる仕組みを構築するため、HIT ひろしま観光大使を創設（現在の登録者数：約2万人）
- ・地域のCRM（Customer Relationship Management：顧客関係管理）として、観光アプリKINSAIのサービス開始
- ・インバウンド誘客に向けた、現地JNTO（日本政府観光局）とのパイプづくりやOTA・航空会社等とのタイアップ
- ・新市場インドへの取組着手や重点市場におけるSNSコミュニティ開設等のCRM基盤の整備など

【課題】

- ・HIT ひろしま観光大使の認知度や活動量の更なる向上が必要である。
- ・観光アプリについて、開発のスピードアップやユーザーが使用したくなる機能の追加など、更なる拡充が求められる。
- ・インバウンド誘客においては、他地域との差別化が十分にできていない。
また、“Hiroshima”の認知度を訪れるべき観光地として生かされてない。
- ・他地域と埋没をしないテーマによるプロモーションが不足している。

(エ) 3つの柱を支える土台づくり

自律的・継続的な観光振興の実現に向け、人材確保・育成や他団体等との連携強化を推進する。

【成果】

- ・外部団体が有するインフラ等を活用して目指す姿をより早期に実現するため、京都市観光協会、NTT docomo、リクルートと連携協定を締結
- ・スマートフォンの位置情報を利用した人流把握サービスを導入し、継続的な現状把握体制やデータ共有の仕組み構築に着手 など

【課題】

- ・観光関係団体の人材不足や財源不足等により、観光客数等を飛躍的に伸ばすためのデータを活用した詳細な戦略の構築が十分に進んでいない。
- ・外国人の人流等の現状把握が十分にできていない。
- ・新たな観光人材を育成・確保するための中長期的取組に着手できていない。
- ・交流・関係人口の増加やMICEの推進など、他分野と連携した取組が十分でない。
- ・人手不足の顕在化、デジタル技術の普及など、コロナ禍以降の観光を取り巻く環境変化への対応が必要である。

2 現状と課題を踏まえた、今後の本県の観光振興

(1) 取組の方向性、視点

目指す姿である観光が県経済の成長を支える産業の一つになるためには、観光消費額の更なる増加を図っていることが重要であり、そのためには、滞在時間の延長による宿泊や現地消費の更なる増加や、新たな課題などに対して果敢に取り組んでいくことが不可欠である。

そのためには、これまで以上に大幅にスケールアップした規模で、今後の観光施策を拡充・強化していくことが必要である。

(2) 新たな財源を活用した取組案

施策	課題	新たな財源を活用した取組案
ブランド価値向上につながる魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○更なる滞在時間の延長や宿泊の増加につながるような、大規模な投資を必要とする多くの観光客が常時楽しめるようなプロダクトの開発には着手できていない。 ○更なるプロダクトの創出、ブラッシュアップのため、HYPPの事業者支援メニュー・サポート体制の更なる充実が不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ナイトタイムエコノミーも含めた、本県ならではの食や歴史・文化、自然などのテーマに沿った高付加価値でリピータブルな観光プロダクトの開発支援 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的知名度を有する街道の複数年整備 ・中山間地域での林道等を活用したマウンテンバイク専用コース整備 ・ナイトマーケットなど常設・大規模イベント支援 ・ユニークベニュー（歴史的建造物や公的空間等で特別感や地域特性を演出できる施設）の開発やインセンティブの創設によるMICE誘致 ・インセンティブの創設等による教育（修学）旅行誘致活動の促進 ・HYPPの支援メニューの充実、サポート体制の整備 ・観光地やその沿線も含めたインフラ整備や修景（自然の美しさを生かした景観の整備）
誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人を含めた観光客の更なる増加が見込まれる状況を踏まえると、DX導入状況は、まだ不十分であり、大規模な支援の継続が必要である。 ○外国人を含めた観光客の更なる増加に対応していくための取組強化が必要である。 ○県内全域で開発したプロダクトへ集客促進等につながるアクセス向上が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○DX導入経費の継続的支援や通信環境網の整備促進 ○外国人を含めた観光客の更なる増加への対応への支援（混雑回避、多言語対応、トイレの洋式化・快適化のための維持・管理、手ぶら観光促進、ベジタリアン、ハラル対応など） ○広島市中心部や広島空港などの交通結節点と、県内各観光地への2次交通の整備などによる周遊促進

施策	課題	新たな財源を活用した取組案
広島ファンの増加	<p>○インバウンド誘客においては、他地域との差別化が十分にできていない。</p> <p>また、“Hiroshima”の認知度を訪れるべき観光地として生かすできていない。</p> <p>○他地域と埋没をしないテーマによるプロモーションが不足している。</p>	<p>○訪れるべき観光地としてのブランド構築</p> <p>○他地域との差別化を図るためのプロモーション</p>
3つの柱を支える土台づくり	<p>○観光関係団体の人材不足や財源不足等により、観光客数等を飛躍的に伸ばすためのデータを活用した詳細な戦略の構築が十分に進んでいない。</p> <p>○外国人の人流等の現状把握が十分にできていない。</p> <p>○新たな観光人材の育成・確保のための中長期的取組が必要である。</p> <p>○人手不足の顕在化、デジタル技術の普及など、コロナ禍以降の状況変化への対応が必要である。</p>	<p>○観光関係団体の人材獲得・育成</p> <p>○現状把握やニーズを把握するための継続的データ取得・分析</p> <p>○観光教育の充実等、中長期的視点からの観光人材の育成・確保に向けた取組</p> <p>○観光を取り巻く環境変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上に向けた取組支援 ・観光施設等の経営者層の人材育成 ・DX導入経費の継続的支援 ・宿泊施設の高付加価値化

事業費（※）想定：30億円

※市町への支援、賦課徴収経費を含む。

3 社会情勢と財源確保のあり方・方法

本県観光の目指す姿に向け、これまで以上の誘客や観光消費額の増加を図り、新たな課題にも早期に対応するには、今後の観光振興施策を従来より大幅にスケールアップし、拡充・強化していく必要がある。

一方で、新たな感染症や大規模災害の発生のほか、少子高齢化・人口減少の進展に伴う社会構造の変化や物価・金利の変動に伴う経済環境の変化など、様々な情勢が不透明な中においても、財政状況に左右されることなく、安定的かつ継続的に一定規模の観光振興財源を確保するための方策についての検討が必要である。

(1) 財源確保の方策について

ア 財源確保方法の比較検討

- 新たな財源を確保する方策として、受益者負担を求めることが可能な制度について、主に、①受益と負担の関係、②財源の安定性・継続性、③財源規模の確保の観点から比較検討を行う。（表1）
- また、観光振興を目的とした財源確保の事例としては、課税自主権の活用による独自課税（表2）、特定の受益者から任意で協力金（表3）、及び施設使用料（表4）を得ている事例がある。

イ 地方税（法定外目的税）を手段とする妥当性

- 地方税、分担金・負担金及び使用料は、安定的・継続的に一定規模以上の財源を確保できるが、協力金・寄附金には強制力がなく、収入額についても協力者及び寄附者の裁量に委ねられるため、安定的・継続的に一定規模以上の財源が確保できるかという点については不透明である。
- さらに、受益者の範囲や受益の程度という観点では、分担金・負担金及び使用料は、「受益者の範囲が特定の集団に限定され、受益の程度がかなり明確に評価しうる場合」にとるべき制度とされている（参考：国の地方制度調査会の「基本問題小委員会の審議の中間報告」）。
- 一方で、「受益者の範囲がかなり広範囲にわたり、受益の程度が個別に評価しがたい場合に、所得、資産、消費等の外形的標準により負担を求めることが適当である場合」には、租税によるべきとされている（参考：同上）。
- これらを踏まえ、①受益と負担の程度、②財源の安定性・継続性、③税収規模の確保の観点から考察すると、財源確保の手段としての「地方税」の優位性があり、かつ、観光振興という特定の費用に充てるために課すことを踏まえると「法定外目的税」が適当と考えられる。

【表1 財源確保の方法の比較】

区分	①受益と負担	②安定性・継続性	③税収規模の確保	判定
地方税 (法定外目的税)	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	安定的・継続的な確保が可能	対象者の設定により規模の確保が可能	○
分担金・ 負担金	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定する必要があり、規模が限定的	×
協力金・ 寄附金	善意や協力によるため、受益と負担の関連付けが困難	納付が任意のため、安定性・継続性は確保が困難	納付が任意のため、一定の税収規模の確保は不透明	×
使用料	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	安定的・継続的な確保が可能	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	×

【表2 課税自主権（法定外目的税）を活用した事例】

自治体名	概要
東京都 (宿泊税)	<p>【導入】平成14年10月1日</p> <p>【納税義務者】ホテル・旅館(旅館業法)の宿泊者</p> <p>【税率】10,000円以上15,000円未満…100円、15,000円以上…200円</p> <p>【税収】27.1億円(R元年度)、15.8億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
大阪府 (宿泊税)	<p>【導入】平成29年1月1日</p> <p>【納税義務者】ホテル・旅館・簡易宿所(旅館業法)、特区民泊(国家戦略特区法)、民泊(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】7,000円以上15,000円未満…100円 15,000円以上20,000円未満…200円 20,000円以上…300円</p> <p>【税収】12.4億円(R元年度)、10.6億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
京都市 (宿泊税)	<p>【導入】平成30年10月1日</p> <p>【納税義務者】ホテル・旅館・簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】20,000円未満…200円、20,000円以上50,000円未満…500円、 50,000円以上…1,000円</p> <p>【課税免除】修学旅行等、学校行事</p> <p>【税収】42.0億円(R元年度)、30.5億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】国際文化観光都市として魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
金沢市 (宿泊税)	<p>【導入】平成31年4月1日</p> <p>【納税義務者】旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】20,000円未満…200円、20,000円以上…500円</p> <p>【税収】7.7億円(R元年度)、7.8億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
倶知安町 (宿泊税)	<p>【導入】令和元年11月1日</p> <p>【納税義務者】旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】宿泊料金の2%</p> <p>【課税免除】修学旅行等、学校行事、職場体験</p> <p>【税収】1.5億円(R元年度)、2.4億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
福岡県 (宿泊税)	<p>【導入】令和2年4月1日</p> <p>【納税義務者】旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】一律200円(福岡市・北九州市内は50円)</p> <p>【税収】13.1億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
福岡市 (宿泊税)	<p>【導入】令和2年4月1日</p> <p>【納税義務者】旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】20,000円未満…200円、20,000円以上…500円(うち50円は県税)</p> <p>【税収】19.1億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため。</p>

自治体名	概要
北九州市 (宿泊税)	【導入】 令和2年4月1日 【納税義務者】 旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法)の宿泊者 【税率】 一律 200 円(うち 50 円は県税) 【税収】 3.3 億円(R4年度) 【使途・目的】 観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
長崎市 (宿泊税)	【導入】 令和5年4月1日 【納税義務者】 旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者 【税率】 10,000 円未満…100 円 10,000 円以上 20,000 円未満…200 円 20,000 円以上…500 円 【税収】 4.4 億円(平年度見込み) 【課税免除】 修学旅行等、学校行事、スポーツ・文化大会 【使途・目的】 都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

※上記のほか、北海道ニセコ町が令和6年11月から、愛知県常滑市が令和7年1月から、静岡県熱海市が令和7年4月からの導入を決定し、北海道、宮城県、千葉県、長野県、三重県、沖縄県、北海道札幌市・函館市・小樽市・旭川市・釧路市・帯広市・富良野市・北広島市・美瑛町・斜里町・占冠村・赤井川村・留寿都村、青森県弘前市、盛岡市、仙台市、秋田市、新潟県湯沢町、千葉県浦安市、山梨県富士河口湖町・富士吉田市、長野県白馬村・阿智村、松江市、熊本市、沖縄県宮古島市・石垣市・恩納村・北谷町・本部町(6都道府県、31市町村)が導入を検討中

【表3 特定の受益者から任意の協力金を得ている事例】

自治体	概要
山梨県・ 静岡県 (富士山 保全協力金)	【導入】 平成26年7月 【対象者】 五合目から山頂を目指す登山者 【金額】 1,000 円(基本) 【収入額】 山梨県:68,348 万円、静岡県:37,078 万円(R4年度) 【使途】 美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る施策に要する費用
滋賀県 (伊吹山 入山協力金)	【導入】 平成27年5月 【対象者】 伊吹山に入山する者 【金額】 300 円(基本) 【収入額】 1,382 万円(H28年度決算) 【使途】 伊吹山の美しい自然環境を未来の世代へ引き継ぐための事業に要する費用

【表4 特定の受益者から施設使用料を得ている事例】

自治体	概要
山梨県 (通行料)	【導入】 令和6年7月 【対象者】 五合目から山頂を目指す登山者 【金額】 2,000 円(基本) 【収入額】 - 【使途】 美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る施策、オーバーツーリズム対策に要する費用

ウ 対象となる観光行動の検討と妥当性

- 取組案に掲げる観光振興施策による受益の範囲は、旅行者をはじめ広く及ぶものと考えられるが、各施策ごとに受益者を個別に特定し、受益の程度を明確に量ることは困難であるため、取組の最大の受益者と考えられる旅行者から、地方税として広く負担を求めるほうが望ましい。
- また、旅行者の行為は、表5に記載のとおり、主に宿泊、観光施設利用、食事・購買及び移動(自動車・交通機関等利用)から成り立っている。

- 目的税として課税客体を捕捉できるかについては、公平性の観点から極めて重要であるが、宿泊行為以外は一般客（県民）の日常利用も多く課税客体の把握は困難であること、また宿泊施設は比較的事業者数が限られており、課税捕捉に係る行政（徴税）コストを抑えることができることから、宿泊行為に対して課税することが最も適当であると考えられる。

【表5 対象行為の設定の比較】

区分	宿泊行為	観光施設利用	飲食・購買	移動 (自動車・交通機関等利用)
①課税対象の捕捉性	捕捉が容易	一定の捕捉が可能。 ただし、自然探勝等に関しては捕捉が困難	捕捉が容易	捕捉が困難
②観光行為	住民の日常利用との区別は一定程度可能		住民の日常利用と旅行者の利用の区別が困難	
③徴税コスト	他の行動と比較すると、関連する事業者の捕捉が容易であり、行政コストも少ない	観光施設の複数利用の場合、重複課税を防止するための行政コストと施設管理者の負担が大きい	関連する事業者数や台数が多く、捕捉が困難であり、行政コストが大きい	
判定	○	×	×	×

(2) 財源確保に関する本県の考え方

- 既存の観光振興予算に加えて、新たに実施又は拡充・強化する施策に要する財源を、長期的にわたって安定的かつ継続的に一定規模を確保できる見通しを立てることは困難であり、新たな財源の確保が必要である。
- 新たな財源を確保する場合、その方法としては、安定的かつ継続的に一定規模以上の財源を確保する観点、受益者の範囲や受益の程度の観点を踏まえると、施策の最大の受益者と考えられる旅行者に地方税として広く負担を求めることは有効な手段であると考えられる。
- 具体的には、対象者や行為場所の特定が可能である点や、受益の程度、行政（徴税）コスト、さらに、このたびの観光振興施策の拡充・強化の目的が滞在時間の延長等による観光消費額の増加であることを考慮し、宿泊行為に対して負担を求める宿泊税が、観光振興という特定の目的に充当するための財源確保の手段として最も適当と考えられる。

4 制度概要の素案

(1) 宿泊税の制度設計における基本的な考え方

- 本県が、観光分野における世界間・地域間競争に打ち勝ち、観光を県経済の成長を支える産業の一つとしていくためには、中長期的な視点で観光施策に取り組むための、安定的かつ継続的な一定規模の財源を確保する必要がある。
- 本県の宿泊税は、こうした観光施策により提供される行政サービスの主な受益者であり(受益と負担の関係(応益性))、課税団体(県)として確実な把握が可能(公平性)である宿泊者の宿泊行為に対し、一定の負担を求めるものである。
- 具体的な宿泊税の制度設計にあたっては、こうした受益と負担の関係(応益性)や公平性に加え、分かりやすい簡素な制度といった観点に特に留意して、検討・整理を行う。

(2) 制度概要(素案)と考え方

区分	案	考え方
納税義務者	次の宿泊施設の宿泊者 ・ホテル、旅館、簡易宿所 ・民泊(住宅宿泊事業法)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>課税の公平性を担保するためには、課税客体(宿泊者の宿泊行為)の確実な捕捉が必要</u>であることから、宿泊者名簿の備付や保存義務が課されている旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設への宿泊者を納税義務者とする。 ○ <u>観光目的以外の宿泊者も案内表示や通信環境整備などの観光施策によって一定の利益を享受していると考えられるため、宿泊目的にかかわらず全ての宿泊者を納税義務者とする。</u>
徴収方法	特別徴収 ・宿泊事業者が徴収し県に納付 ・事務負担に応じ報償金を交付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する方法であり、先行自治体でも同様の徴収方法としている。 ○ 宿泊事業者の徴収や申告・納入に係る事務負担を考慮し、他団体と同様に、宿泊事業者に対する一定の報償金を交付する。
税率	1人1泊につき、一律200円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊者は宿泊料金にかかわらず一定の行政サービスを受けていること(応益性)、及び、複数税率(段階的定額制・免税点)を設定した場合、宿泊料金に応じて税額を計算することとなり、宿泊事業者の事務の煩雑化を可能な限り抑えるため(簡素)、などの観点から宿泊料金にかかわらず、一定の税負担を求めることが望ましい。 ○ 観光振興施策に必要な財源見合い(概算事業費30億円程度/年)を確保しつつ、納税義務者にとって過重な負担ではないと考える。
課税免除	[前回] (調整中) ↓ [今回] <u>修学旅行等を対象とする</u>	<p>【課税免除対象】 <u>修学旅行、林間学校、野外活動</u> (学習指導要領に定めのある宿泊を前提とした学校行事)</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国が定める学習指導要領において <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程内の学校行事であること ・宿泊を前提とした行事であること ・学校・学年単位の行事であること <p>と定められており、公的要素が高い</p>

区分	案	考え方
		<p>② 早期から予約が確定し、課税免除対象の真正性の確認（学校長の証明等）も余裕を持って行えるなど宿泊者・事業者双方の手続きに係る事務負担も少ない</p> <p>③ 市町アンケートの意見において、複数の団体から当該団体が行っている施策との関係から修学旅行等への配慮の要望があること</p>
免税点	(調整中)	<p>○ 観光要素の少ない宿泊者に対する課税への意見や配慮への要望が、市町や宿泊事業者からある。</p> <p>○ 一方で、観光目的以外の宿泊者も案内表示や通信環境整備などの観光施策によって一定の利益を享受している。</p> <p>○ 特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等からは、簡素な制度を要望する声もある。</p> <p>○ 免税点では、観光目的で低価格の宿に宿泊した者についても、免税となり、課税の公平性の確保が難しい。</p>
基金	設置し、年度を超えた執行を可能とする	<p>○ 特定の費用に充てるために課すことから、年度間における柔軟な資金管理を可能とするため、基金を設置する。</p>
市町配分	交付金等の創設	<p>○ 県が実施する広域的な視点による観光振興施策の効果は各市町に及ぶものである。</p> <p>○ 一方で、県全体での広域周遊や観光産業の底上げにつなげていくためには、市町における各地域の独自課題への対応や地域の特色を生かした観光資源開発、観光の視点に立ったまちづくりの推進などの取組を支援する必要があることから市町交付金等を創設し、その具体的な内容について引き続き検討する。</p>
その他	<u>特別徴収義務者負担軽減に向けた措置</u>	<p>○ 特別徴収義務者となる宿泊事業者に対する一定の報償金の他、宿泊税導入に伴い発生するレジシステム等の改修経費支援についても検討する。</p>

※ 税率200円のまま、課税免除や免税点を設けた場合、確保できる税額は減少する。

5 今後の取組

現在取りまとめ中の事業者アンケート結果等を踏まえ、特別徴収義務者の負担軽減策などについて、具体的な整理を行う。